

◎月3回お弁当を
お届けします

配食サービス

調理が難しい高齢者を定期的に訪問して、栄養のバランスのとれたお弁当をお届けし、からだの様子も伺います。

対象 ①ひとり暮らしの高齢者②高齢者のみの世帯
お届け回数 ひと月に3回
利用料 一食につき100円

◎はり、きゅう、
マッサージ利用助成

役場に登録されている施設で、はり・きゅう・マッサージの施術をしたときに、費用の一部を助成します。
対象者 65歳以上の人
助成内容 1枚千円の利用券を交付します。ひと月2枚まで。

◎ふとんの乾燥、
洗濯サービス

ふとんの乾燥、洗濯サービスをします。寝具の衛生管理のため、水洗いや乾燥消毒車による乾燥消毒サービスを行います。

対象 ①ひとり暮らしの高齢者②高齢者のみの世帯
実施回数 乾燥消毒ひと月2回、水洗い年2回
利用料 乾燥消毒一組125円
水洗い1枚157円



ボランティアのご協力で弁当が届けられます

◎紙おむつの支給サービス

町では、在宅のねたきり高齢者を介護する人を支援するため、紙おむつの支給サービスをしています。
対象 在宅のねたきり高齢者
支給枚数 1日当たり2枚
利用料 ひと月350円前後
(支給品の5パーセント相当額)

※いずれのサービスも保健福祉課にお申し込みください

介護保険利用者負担

低所得者の負担を軽減

介護保険では、サービスを利用したときに、利用料の二割を負担することになっています。したがって、サービスが多ければ二割の負担額も増えることになりますが、収入の少ない人が、より介護サービスを利用しやすくするために、利用者負担を軽減できるようにしています。

今回は、身近な2つの項目についてお知らせします。いずれも、役場介護保険係で手続きが必要です。

●高額介護サービス費

世帯ごとに、ひと月に負担していただく上限額を段階別に負担を軽くするようになっています。

・ 老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の人 または生活保護受給者	ひと月15,000円
・ 住民税非課税世帯	ひと月24,600円
・ 上記以外	ひと月37,200円

利用者負担がこの額を超えたときは、一時立て替え払いをしていただき、役場で手続きをした後、超えた金額を役場からお返しします（保険適用外の経費は、すべて利用者本人の負担です。）。また、1世帯で2人以上のサービス利用者がいる場合は、それぞれの利用者負担額の合計金額をいいます。

●食事の自己負担額軽減

施設に入所して介護サービスを利用している人の食事負担は、次のようになっています。

・ 老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の人 または生活保護受給者	1日あたり300円
・ 住民税非課税世帯	1日あたり500円
・ 上記以外	1日あたり780円



デイサービスセンターで仲間と会えるのが楽しみです